

# 第26回福島県地方港湾審議会 議事録

日時：平成29年10月19日（木）

午後2時から

場所：福島県庁本庁舎 2階

第2特別委員会室

## I 出席者【20名中16名（うち、代理出席9名）】

### 第26回福島県地方港湾審議会 出席者名簿

平成29年10月19日  
(順不同・敬称略)

	氏名	所属	職名	出欠
学識経験者	稲村 肇	東北工業大学	名誉教授	出席
	箱木 禮子	福島大学	名誉教授	出席
関係行政機関	尾関 良夫	東北運輸局	局長	(代理)福島運輸支局長 佐々木 雅幸
	津田 修一	東北地方整備局	局長	(代理)小名浜港湾事務所長 仙崎 達治
	片山 一夫	横浜税関	税関長	(代理)小名浜税関支署長 星野 司
	猪瀬 雅樹	福島海上保安部	部長	(代理)福島海上保安部次長 荒賀 和宏
関係市町村長	清水 敏男	いわき市	市長	(代理)産業振興部長 石曾根 智昭
	立谷 秀清	相馬市	市長	(代理)産業部長 渡部 卓
港湾関係者	吉村 眞一	三洋海運(株)	常務取締役	(代理)調査役 松崎 信彦
	西條 久義	日本通運(株)	郡山支店長	欠席
	久保木 幸子	福島県漁協女性部連絡協議会	会長	出席
	大曲 一行	小名浜海陸運送(株)	代表取締役社長	(代理)経営企画室長 鈴木 潤一
	佐藤 敏和	小名浜水先区水先人会	会長	出席
	高木 伸司	全日本港湾労働組合 東北地方小名浜支部	執行委員長	(代理)書記長 佐々木 信英
知事が必要と認める者	高荒 智子	福島工業高等専門学校	准教授	欠席
	中野 理恵	(株)福島インフォメーションリサーチ&マネジメント	アートディレクター	欠席
	根本 綾	小名浜まちづくり市民会議	理事	出席
	杉本 田鶴子	医療法人杉本医院	理事	出席
	市岡 綾子	日本大学工学部 建築学科	専任講師	欠席
	村上 美保子	東北お遍路プロジェクト	理事	出席

## II 議事録（敬称略）

### 【司会（猪狩港湾課主幹）】

それでは、定刻となりましたので、只今より、第26回福島県地方港湾審議会を開催いたします。本日は、ご多用中にもかかわらず、委員の皆様にはご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日、司会を務めます福島県土木部港湾課主幹の猪狩と申します。よろしくお願いいたします。

まず、本日の審議会の出席委員数についてご報告いたします。

本日の出席委員数は、委員総数20名のうち、委員の出席が7名、代理出席者が9名、合計で16名でございます。これは、福島県地方港湾審議会条例第7条2項に定める委員の半数以上の出席者でございますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

それでは、開催にあたり福島県土木部次長の前田よりご挨拶申し上げます。

### 【前田土木部次長】

第26回福島県地方港湾審議会の開催に当たり、ご挨拶申し上げます。

皆様には、ご多用中にもかかわらず、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

東日本大震災から6年半が経過し、常磐自動車道いわき中央・広野インターチェンジ間の4車線化や双葉町と大熊町の追加インターチェンジの工事が始まるなど、高速道路網の整備が進むとともに、福島イノベーション・コースト構想につきましては、総理大臣出席の下、第1回の関係閣僚会議が開催され、実現に向けた動きが加速するなど、復興に向けた明るい光が一層の強まりを見せてまいりました。

また、小名浜港では現在、東港地区において、取扱貨物量の増加や船舶の大型化に対応するため、県と国土交通省が連携して、国際物流ターミナルの整備を進めているところで

す。こうした中、今年4月に完成した小名浜マリナブリッジは、8月から毎週日曜日に一般開放しており、多い日には来場者が二千人を超えるなど、物流機能を支える産業道路としての役割はもとより、小名浜港アクアマリンパークの新たなランドマークとして地域の産業・観光の振興に寄与することが期待されております。

さて、本日もご審議頂く内容は、新たに小名浜港への進出を予定している企業の事業展開を円滑に進めるため、建築の制限となっている臨港地区内における分区を変更するものです。併せて、平成30年度から県が整備を予定している3号ふ頭地区の緑地について、今後の利用形態に合わせた分区の変更をご審議頂きます。

皆様におかれましては、各分野のお立場から、忌憚のないご意見を頂きますよう、お願い申し上げます。

### 【司会（猪狩港湾課主幹）】

続きまして、本日、ご出席していただいております委員の皆様をご紹介します。

東北工業大学名誉教授で、本審議会の会長であります 稲村 肇様です。  
福島大学名誉教授 箱木 禮子様です。

東北運輸局長 尾関 良夫様の代理の東北運輸局 福島運輸支局長 佐々木 雅幸様です。

東北地方整備局長 津田 修一様の代理の東北地方整備局 小名浜港湾事務所長 仙崎 達治様です。

横浜税関長 片山 一夫様の代理の横浜税関 小名浜税関支署長 星野 司様です。  
福島海上保安部長 猪瀬 雅樹様の代理の福島海上保安部次長 荒賀 和宏様です。  
いわき市長 清水 敏男様の代理のいわき市 産業振興部長 石曾根 智昭様です。  
相馬市長 立谷 秀清様の代理の相馬市 産業部長 渡部 卓様です。  
三洋海運株式会社 常務取締役 吉村 眞一様の代理の三洋海運株式会社 調査役 松崎 信彦様です。

福島県漁協女性部連絡協議会長 久保木 幸子様です。

小名浜海陸運送株式会社 代表取締役社長 大曲 一行様の代理の小名浜海陸運送株式会社 経営企画室長 鈴木 潤一様です。

小名浜水先区水先人会長 佐藤 敏和様です。

全日本港湾労働組合 東北地方小名浜支部 執行委員長 高木 伸司様の代理の全日本港湾労働組合 東北地方小名浜支部 書記長 佐々木 信英様です。

小名浜まちづくり市民会議 理事 根本 綾様です。

医療法人杉本医院 杉本 田鶴子様です。

東北お遍路プロジェクト 理事 村上 美保子様です。

なお、本日は、日本通運株式会社 郡山支店長の西條 久義様、  
福島工業高等専門学校 准教授の高荒 智子様、  
株式会社福島インフォメーションリサーチ&マネジメント アーティクラー中野 理恵様、  
日本大学工学部 専任講師の市岡 綾子様  
におかれましては、所用のため欠席されております。

ここで、お手元の資料を確認させていただきたいと思います。

- 1 「第26回福島県地方港湾審議会次第」でございます。
- 2 本日の「出席者名簿」でございます。
- 3 当審議会の「配席図」でございます。
- 4 「福島県地方港湾審議会条例」でございます。
- 5 「福島県地方港湾審議会運営要綱」でございます。
- 6 「第26回福島県地方港湾審議会資料」  
右肩に（資料1）と記載しているものでございます。
- 7 本日の説明用のスクリーンを印刷したカラーの資料で  
（資料2）でございます。

以上でございますが、不足資料はございませんでしょうか？

ここで、小名浜港港湾管理者福島県 代表者福島県知事より「小名浜港臨港地区分区の変更について」当審議会あてに諮問いたします。

恐れ入りますが、稲村会長、お立ち願います。

前田次長、お願いします。

【前田土木部次長】

諮問 福島県地方港湾審議会会長様  
小名浜港港湾管理者 福島県代表者 福島県知事  
小名浜港臨港地区分区の変更について、貴審議会の意見を求めます。  
ご審議よろしく申し上げます。

【司会（猪狩港湾課主幹）】

ここで、稲村会長より一言、ご挨拶を頂きたいと思います。

【稲村会長】

みなさんこんにちは。

本日は小名浜港の臨港地区分区の変更ということで、重要な案件となっております。

小名浜港も東港地区の整備が順調に進んでいるようで、先ほど次長さんからも挨拶がありましたように、小名浜マリナブリッジが一般開放されており、橋の途中まで渡って行けるようです。

今回は 企業の進出に伴う分区の変更の審議となりますけれども、どうぞよろしく申し上げます。

【司会（猪狩港湾課主幹）】

ありがとうございました。

それでは、福島県地方港湾審議会運営要領第4条第1項の規程により、審議会は会長が主宰するものとしておりますので、この後の議事につきましては、稲村会長にお願いしたいと存じます。稲村会長よろしくお願ひいたします。

【稲村会長】

はい。それでは早速、議事を進めます。

まず、本日の議事録署名人を選出します。

特に選出方法についてご提案がございますでしょうか。

なければ私議長の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

[委員より「異議無し」の声]

異議がないようですのでそのようにさせていただきます。

それでは、箱木委員と佐藤委員によりしくお願ひいたします。

続いて、次第「4 議事」に入りたいと思います。

諮問案件 議題①小名浜港臨港地区分区の変更について事務局から説明をお願いします。

### 【益子港湾課長】

はい。事務局です。私、福島県土木部港湾課長の益子と申します。

それでは、お手元の資料1からご説明いたします。

資料1 第26回福島県地方港湾審議会資料ということで、一枚めくっていただきまして、審議案件についての内容です。

議題1 小名浜港臨港地区分区の変更について

小名浜港臨港地区の分区を次のように変更しようとするものである。

1 名称、小名浜港臨港地区の分区

2 面積、表がございますが、変更箇所のみ説明させていただきます。

商港区が10haの減、保安港区4haの増、工業港区4haの減、修景厚生港区10haの増となっております。

3 変更理由ですが、港湾の適正な管理と円滑な運営を図るため、臨港地区分区の変更を行うものです。

もう一枚別添で分区の変更図を掲載しております。

内容につきましては別途資料2で説明させていただきます。

続きまして資料2で具体的な内容について説明させていただきます。

資料2、1ページをご覧ください。

まず、小名浜港周辺の企業等立地状況ということで、小名浜港の概要について説明させていただきます。

ご覧のように小名浜港背後、周辺の立地状況ですが、臨海部につきましては電力関係、製造業等の企業が多く立地しております。

近隣に立地しております火力発電所の燃料であります石炭の輸入拠点としても、小名浜港が利用されている状況です。

最近の動向としまして、今回の分区の見直しの要因となるところですが、立地状況の写真の真ん中ほどに（予定）バイオマス火力発電所と書いてありますが、(株)日本海水小名浜工場の跡地に、バイオマス専焼の火力発電所の建設を計画しているというところがございます。これに関連しまして今回分区の1つについて見直しいたします。

2ページをご覧ください。

小名浜港の取扱貨物量についてご説明いたします。

左側の小名浜港の取扱貨物量の推移ですが、年間約1700万トン前後で推移しております。

平成23年は震災の影響により大きく減少しましたが、平成24年以降は震災前の水準まで回復しております。

右側の平成28年取扱貨物の内訳ですが、約6割近くが石炭となっております。

次いで石油製品、金属鉱、原油等となっております。

3ページをご覧ください。

平成28年小名浜港取扱貨物量の内訳です。

左側が輸出と輸入、右側が国内の移出と移入となっております。

輸出ですが、主なところで再利用資材ですが、これはスクラップ関係の東南アジア方面への輸出となっております。

輸入につきましては約8割が石炭となっております。近隣に立地しております火力発電所

等の燃料として使用されています。

また、国内輸送の移出ですが、こちら石炭が約7割近くを占めております。

これは広野町にあります火力発電所への石炭の輸送が主となっています。

移入の石油製品はガソリン等の燃料であり、次いでセメント等工事用資材の原料となっております。

4ページをご覧ください。

今回ご審議いただきます、臨港地区、分区について説明いたします。

まず臨港地区ですが、臨港地区とは、港湾区域である水域と一体的に管理運営する必要がある陸域を、港湾法又は都市計画法に基づいて指定するものです。

分区につきましては、臨港地区内におきまして、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止し、港湾の多様な機能をそれぞれ十分に発揮させるため、臨港地区を機能別に区分するものでございます。

参考に小名浜港におきましては、漁港区、商港区、保安港区、工業港区、特殊物資港区、マリーナ港区、修景厚生港区を指定しております。

赤字で記載した箇所について、今回面積の変更を予定しております。

5ページをご覧ください。

今回、臨港地区分区の変更をお願いします箇所は①②の2箇所となります。

6ページをご覧ください。

臨港地区分区の変更①でございます。

小名浜港において、バイオマス専焼の火力発電所の計画に伴いまして、赤丸のところ倉庫を作りたいという要望がございました。それで、赤丸の部分を工業港区から保安港区へ変更するということとなります。

7ページをご覧ください。

具体的な内容ですが、今回大剣地区に計画されている倉庫につきましては、再生資源燃料、パーム椰子殻というものが扱われる予定ですが、主にインドネシア、マレーシアなどの東南アジアから輸入されていると聞いております。

パーム椰子殻は再生資源燃料として、消防法第9条の4により指定可燃物に指定されており、現在の工業その他工業用施設を設置させることを目的とした「工業港区」では取り扱うことができないため、臨港地区分区を爆発物その他の危険物を取り扱うことができる「保安港区」に変更することにより、今回パーム椰子殻の倉庫の建設を可能にするものです。

8ページをご覧ください。

現地の写真となっております。

大剣地区周辺は原油の配分基地となっておりますが、今回の変更箇所は更地になっている状況です。

9ページをご覧ください。

続きまして、臨港地区分区の変更②でございます。

左側が変更前、右側が変更後ですが、1、2号ふ頭地区はアクアマリンパークということで緑地等が整備されている箇所でございます。

今回2号ふ頭地区から3号ふ頭地区にかけまして、新たに緑地を整備する箇所がございます。この整備着手にあたりまして分区を「商港区」から「修景厚生港区」へ変更するものです。

10ページをご覧ください。

3号ふ頭地区の緑地の施工ですが、港湾計画上は平成5年に港湾計画に位置づけられたものです。

港湾計画図がありますが、1、2号ふ頭地区についてはアクアマリンパークとして整備済みであります。今回2号ふ頭から3号ふ頭間の緑地計画について着工する予定であります。

11ページをご覧下さい。

具体的には、今ほど話しました緑色部分のアクアマリンパークはすでに整備済みで、今回分区の変更をお願いしますのが赤枠のところ、2号ふ頭から3号ふ頭にかけての緑地整備でございます。こちらは最近、青色の部分に大型商業施設が建設中でございまして、来年夏にはオープンするというところでございます。

また、3号ふ頭の写真の上のほうですが、東港と3号ふ頭を結ぶ臨港道路、小名浜マリブリッジが3月に完成しまして、現在一部一般開放しているところです。

こういった周辺環境の整備に伴い、交流空間の拡大ということで、赤枠部の分区を変更するものです。

12ページをご覧ください。

こちらが現況写真となります。

現地の状況①は3号ふ頭から橋梁を望んだ部分で、3号ふ頭の用地をこれから緑地にしていこうと予定しております。

現地の状況②は2号ふ頭側から3号ふ頭を望んだもので、こちらの緑地計画を今着手に向けて動いているところです。

11ページの写真の左側に緑地整備イメージということでパースを示しております。

昨年、地元関係者も含めた会議の中で、どのような緑地がよいか検討したものです。

安心して海を眺める場所ということで、これから着手しようというところです。

13ページをご覧ください。

今ほどご説明した内容をまとめた分区の指定状況です。左側が変更前、右側が変更後となっております。分区面積の増減については、左下の表のとおりでございます。

14ページをご覧ください。

これが今回の臨港地区分区の変更を踏まえた臨港地区分区図となります。

以上で説明を終わります。

ご審議よろしく申し上げます。

#### 【稲村会長】

ありがとうございます。それではこれから審議に入ります。

5ページの写真を見てもらうとわかるんですが、1つ目の分区の変更は危険物を扱う話ですね。

2つ目は②のほうですね。アクアマリン水族館の方から橋の手前側まで綺麗な公園を整備するというので、商工区から修景厚生工区に変更するという話です。

ということでみなさんどうでしょうか。議事録の都合上、最初にお名前とご所属をお願いします。

**【佐々木委員代理（全港湾）】**

全港湾の高木委員の代理の佐々木と申します。

今回分区の変更の①ですが、保安港区に変更ということで、こちら小名浜石油さんの敷地内ということもあって、タンク等もあって、ここにパーム椰子殻など可燃性のものを保管する倉庫を建設するのは危険と感じますが、大丈夫なのでしょうか。

以前、近くでペレットというバイオマスの燃料が燃えて騒ぎとなったことがあったので、不安要素もあるのではないのでしょうか。

**【益子港湾課長】**

8ページの写真を見ていただきますと状況がわかるのですが、消防法に基づきまして消火施設等の設備、あるいは周辺地区との隔離と、法律に基づきました規格での倉庫の設置となりますので、安全性については確保されるものと考えております。

**【稲村会長】**

よろしいでしょうか。では、他にございますでしょうか。

**【星野委員代理（横浜税関）】**

横浜税関小名浜税関支署長の星野と申します。

2番目のマリブリッジの近くの変更ですけれども、税関では水際を取り締まりということで、外国貿易船の取り締まりなども行っているところでありまして、近隣にはソーラス条約に基づいたソーラスゲートも設置されております。

このマリブリッジを挟んで、東港地区に外国船がつくということで、取り締まり上の問題でありますとか、テロを未然に防ぐといった問題であったときに、この橋のたもとにどこまで一般人の方が立ち入れるのかということについて教えてください。

**【益子港湾課長】**

11ページの写真を見ていただくと、橋の左手側が今回緑地になるということで、ソーラス区域に関しては橋の右手側についてかけている状況です。東港につきましては、東港地区のソーラス区域の範囲がまだ決まっておりませんが、水際での対策ということでのソーラス区域につきましては、3号ふ頭は橋を挟んだ右手側、東港地区は岸壁内を含めた区域を設定したいと考えております。

**【星野委員代理（横浜税関）】**

11ページの写真を見る限りだと、左手側の緑地と右手側のソーラス区域との境に何も無いように見えますが、境目はどういう形で検討されていますか。

**【益子港湾課長】**

写真では確認できないのですが、橋の右手側に侵入防止のフェンスが設置されており、緑地とソーラス区域を分けております。

**【仙崎委員代理（東北地整）】**

国土交通省東北地方整備局小名浜港湾事務所長の仙崎と申します。

侵入防止フェンスと橋梁との位置関係ですけれども、フェンスは橋の右手側、写真では見えない位置にすでに設置されており、一般の方は橋の下からフェンスまでは近寄れるようになっています。

**【稲村会長】**

ソーラスフェンスは橋の右手側にあるということで問題ありませんね。

これから工事ということですから、安全管理も含めて工夫して、安全かつ親しまれるような緑地の整備を今後、よろしくお願いします。

的確なご指摘ありがとうございました。他にございませんか。

**【仙崎委員代理（東北地整）】**

バイオマス火力発電の燃料であるパーム椰子殻の輸送経路がわかれば教えて下さい。

**【益子港湾課長】**

バイオマス火力発電所の燃料ですが、ペレットとパーム椰子殻を使用すると聞いております。今現在の企業側の計画ですと、パーム椰子殻は3号ふ頭となっておりますが、基本的には藤原埠頭のF-2岸壁、水深12m、240mの岸壁がありまして、こちらがメインになるかと思っております。

**【稲村会長】**

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

**【荒賀委員代理（福島海保）】**

福島海上保安部の荒賀でございます。

パーム椰子殻を船で運搬するということなんですが、頻度はどの程度なのでしょうか。

また、船の大きさはどのくらいでしょうか。

**【益子港湾課長】**

企業からの情報ですと、燃料は年間30万t程度扱い、船型は1万tクラスのものとなっておりますので、年間30回程となります。そのうちパーム椰子殻は20万t程と聞いております。

今後、船型であったり、燃料の調達量等、明確になってくれば、岸壁の利用頻度等もわかってくるものと思っております。

**【荒賀委員代理（福島海保）】**

3月の港湾計画改訂のときに、コンテナふ頭を整備するため藤原ふ頭のふ頭用地を埋立てるとあったと思いますが、埋立工事が始まってF-2岸壁をメインにパーム椰子殻を荷揚げするということがよろしいのでしょうか。

**【益子港湾課長】**

3月に改訂しました港湾計画ですと、F-2岸壁はペレット関係、再生資源燃料関係を主に扱うこととしております。

**【稲村会長】**

ありがとうございました。他にございますでしょうか。

**【仙崎委員代理（東北地整）】**

パーム椰子殻に「におい」はあるのでしょうか。

**【益子港湾課長】**

一時期小名浜で取り扱っていた時は、においは少しありました。

今回のパーム椰子殻がどういった状況で入ってくるかによっても変わってくると思いますので、においの強さ等について正確な情報はわかりません。ただ、野積みではなく倉庫内での保管となります。

**【松崎委員代理（三洋海運）】**

三洋海運の松崎と申します。

11ページの緑地整備イメージですが、我々荷役等関係の立場からのお願いですけれども、絵を見ると道路のすぐ脇に防護柵があったとしても、ダンプトラックが小名浜マリナブリッジを通るときの騒音、粉じん等が懸念されます。

そのため、防音や粉じん対策も合わせてやっていただければと思います。

**【益子港湾課長】**

トラックから出る粉じんがどの程度かは定かではありませんが、運送業者と話し合いをしながら運搬中の粉じんが発生しないようにお願いするところから始めたいと思います。

その上で、また騒音等あるかと思いますが、臨港道路沿いにつきましては緑地の植栽を多くするなど検討することはできますが、まずは運送業者へ粉じんを出さないよう対策を依頼していきたいと考えております。

**【松崎委員代理（三洋海運）】**

臨港道路の路肩に粉じんが貯まっていることもありますので、そういったところにも配慮して頂ければと思います。

**【稲村会長】**

的確なご指摘ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

**【佐藤委員】**

小名浜水先人会の佐藤です。

今回変更する施設等の完成時期はいつ頃なののでしょうか。

**【益子港湾課長】**

パーム椰子殻の燃料倉庫ですが、火力発電所の運転開始が平成32年度の予定ですのでその前に完成するものと思います。

緑地につきましては、一部広場は今年度から行うのですが、本格的な緑地整備については来年度から平成31年度まで工事を行い、平成32年度前に完成させる予定です。

**【箱木委員】**

福島大学の箱木です。

緑地の整備ですが、お役所は縦割りで港湾は港湾、農林は農林でやっているかと思いませんけれども、例えば花のようなもの、花は人を呼ぶのに非常に効果的なものでして、港湾にこれだけの広さの緑地があると相当の需要量があるのではないかと思います。

花を生産する場所を、例えば浪江町など住民の帰還が始まっているけれどもなかなか戻って来る方がいないような状況ですとか、食糧を生産しても買ってもらうのに苦労している地区で、花の生産をして、四季を通じて植え替えをすることである程度の農業との協力をしながら、港湾を美しくし、人を呼ぶことができるのではないかと思います。

そして植栽をやって頂きますと雇用創出にもなりますので、そういう他部局、他地域との協力によってこの緑地を魅力あるものにパワーアップしていく。

そういう風な考え方を取り入れて、工夫していただければと思います。

**【益子港湾課長】**

緑地整備にあたりまして、花とか地域で生産したものと連携できるように、視野に入れていきたいと思えます。

**【稲村会長】**

緑地は整備費は出ますけど、メンテナンス費用まではなかなか出ない事があって、よく荒れてしまうことがあるんですよ。メンテナンスの事まで含めて十分に考えて検討するのが良いですね。最近メンテナンスをNPOにお任せしたりするものがあるようです。

やはり、これだけ広いところを緑地にするとものすごいお金がかかりますよね。

その辺をご配慮の上、良い緑地を整備していただきたいですね。

**【荒賀委員代理（福島海保）】**

6ページの分区の変更にあるバイオマス火力発電所の事業者は具体的にどこですか。

**【益子港湾課長】**

企業名は資料等では差し控えさせて頂いていたところだったのですが、今現在、環境アセスメントの手続きがかなり進んでおりまして、事業者等すでに公表されている形だと思えますので申し上げます。事業者はエア・ウォーター株式会社です。

ただ、発電所事業を行う事業者名と、発電所を運営する会社名は異なる場合がございます。運営会社についての情報は現在把握しておりません。

**【稲村会長】**

よろしいですか。他いかがでしょうか。

いろいろと意見は出ましたが、議題に関して異議はなかったように思います。

そのため本議題について修正は必要ないと考えますがどうでしょうか。

[委員より「異議無し」の声]

それでは、特にご異議が無いようですので、議題①「小名浜港臨港地区分区の変更について」原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

[委員より「異議無し」の声]

異議がないようですので議題①小名浜港臨港地区分区の変更について原案のとおり可決いたします。

これで議題については終了ですが、皆様からこれを機会に発言したいことがあればお願いします。

(特に意見なし)

では、事務局から、何かございますでしょうか？

【益子港湾課長】

それでは、事務局から「今後の事務手続について」ご報告させていただきます。

本日皆様にご審議いただきました「小名浜港臨港地区分区の変更」につきましては、本審議会後、変更内容を告示することで、変更手続きが完了することとなります。告示の時期は11月中旬を予定しております。

今後の事務手続については以上になります。

【稲村会長】

ありがとうございました。他にございますでしょうか？

無いようですので、本日の議事を終了いたします。

ご審議いただきありがとうございました。

それでは、進行を事務局に戻します。

【司会（猪狩港湾課主幹）】

どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。

本日はご審議並びに貴重なご意見、ありがとうございました。

議事録署名 箱木 禮子

佐藤 敏和